

参考資料



西条市地域連携保全活動応援団規約(案)

(名称)

第1条 本会は、西条市地域連携保全活動応援団と称する。

(目的)

第2条 西条市地域連携保全活動計画において定められた「水域ネットワークの保全」に係る活動を推進するために、コーディネーターの役割を果たすことを目的とする。

(会員)

第3条 本会員は、水域ネットワークの保全に係る活動を支援する者とする。

(活動原則)

第4条 会員は「無理なく、楽しく、継続して」を原則に活動することとする。

(事業内容)

第5条 本会の目的を達成するため、西条市地域連携保全活動計画に係る活動について、情報を取りまとめ分析し、計画の進捗状況や課題・問題点の把握に努める。

(運営)

第6条 本会に次の世話人を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 会計
- (4) オブザーバー

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある場合は、その職務を代理する。
- 4 会計は、本会の会計に関する事務を行う。
- 5 オブザーバーは、水域ネットワークの保全に向け、指導・助言を行う。
- 6 事務局は、西条市役所(環境衛生課)内に置き、会の事務を総理する。

(総会)

第7条 本会の意志決定機関として総会を置く。

- 2 総会では、事業計画、世話人の罷免、会則の変更等を行う。
- 3 総会の開催は、原則として年1回開催する。

(会計)

第8条 本会の会計は、寄付金、助成金及び交付金等で運営する。

2 臨時会費は、各事業を行う際に発生する経費に充当する。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、西条市役所(環境衛生課)内に置き、会の事務を総理する。

西条市生活環境部環境衛生課

平成 27 年

〒793-8601

西条市明屋敷 164 番地

TEL(0897)56-5151

FAX(0897)52-1294

URL <http://www.city.saijo.ehime.jp/>

イラスト :huahua design 安藤里実

写真提供:特定非営利活動法人 西条自然学校



生物多様性西条市 地域連携保全活動計画